

『速旅・くだもの里南信州まつかわ観光商品券付ドライブプラン』 利用規約

<周遊エリア内乗り放題コース用>

(通則)

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と別表1に定める一般社団法人南信州まつかわ観光まちづくりセンター（以下「(一社)南信州まつかわ観光まちづくりセンター」といいます。）発行のくだもの狩りや施設利用料、商品購入等の支払いに利用することができる3,000円分の観光商品券（以下「観光商品券」といいます。）が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

(本規約以外の適用)

第2条 本規約に定める条項のほか、当社および(一社)南信州まつかわ観光まちづくりセンターが定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

(定義)

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車種)

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

(実施期間等)

第5条 本プランの実施期間は、2018年7月2日（月）から2018年11月30日（金）までの期間とします。この期間のうちお申し込み時に登録を行う利用開始日から別表2に定める高速定額利用期間（コース毎に別表2に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、観光商品券との引換えは、本プランの利用可能期間のうち、あらかじめ指定した1日（以下、「引換日」といいます。）に行うことができます。ただし、次の各号に定める期間はお申し込みできません。

- 一 2018年8月10日（金）から2018年8月16日（木）まで（お盆期間）
 - 二 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、NEXCO中日本公式Webサイトにてお知らせします。）
- 2 利用可能期間の周遊通行（第9条第1項に定める「周遊通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、入口インターチェンジ又は出口インターチェンジの通行日時をもって行います。

(申込方法等)

第6条 本プランへのお申し込みは、本規約に定める事項に承諾のうえ、当社インターネットホームページから本プランの利用可能期間の前日までに行ってください。なお、申込時に「速旅」へのWeb会員登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）。

2 観光商品券料金は当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。

3 本プランのお申し込みが完了したとき、当社は、お申し込み時に登録したメールアドレスに受付番号、プラン名、利用可能期間、引換日等を記載した申込確認書をメールにて通知します。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。

4 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合は、「速旅」会員専用「マイページ」から申込確認書をご確認ください。

5 当社とお客さまとの売買契約は、本プランのお申し込みが完了した時点で成立します。

6 申込確認書は印刷し、お客さまのご署名の上、引換時に松川町観光案内所（観光交流センターみらい内）窓口へ提出いただくか、スマートフォン・タブレット画面に表示された申込確認書をご提示ください。

7 第16条第1項、第2項一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。既に申込確認書を印刷した場合は、本申込確認書を破棄ください。

8 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一であるお申し込みはできません。同一期間のお申し込みをした場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客様が意図しないドライブプランが適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は一切行いません。

9 申込確認書の通知をもって、お申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。

10 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

(受付内容の変更)

第7条 申込確認書の通知が完了した後は、お申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づきお申し込みを行ってください。

(観光商品券の利用方法)

第8条 申込者は引換日に申込確認書に定める引換場所（松川町観光案内所窓口）にて申込確認書を提出あるいはスマートフォン・タブレット画面に表示された申込確認書の提示とともに、運転免許証等の身分証明書の提示を行ってください。本人の確認ができ次第、観光商品券と引換えをすることができます。

2 身分証明書の提示を行わず本人の確認ができなかった場合は、申込確認書の提出があっても観光商品券と引換えをすることはできません。

3 申込確認書を紛失した場合は、その旨を申込確認書に定める引換場所（松川町観光案内所窓口）にお申し出て、係員の案内に従ってください。

4 観光商品券のご利用できる施設・農園及び対象サービス・商品及び特典については別表1のとおりです。

5 観光商品券の返金・換金・譲渡はできません。

6 観光商品券を利用の際には、つり銭を出すことはできません。

7 観光商品券の有効期限は第1項記載の引換日を含む2日間となり、有効期限を超えた場合には無効となり

返金やご利用いただくことはできません。

（高速定額利用の利用可能な区間）

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間内において、周遊エリア（別表3に定める区間名内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）とします。

2 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア以外のいずれかのインターチェンジで流出する通行、又は、周遊エリア以外のいずれかインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入を行った周遊エリア以外のインターチェンジとの間の通常料金（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア以外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

（高速定額利用の開始及び終了）

第10条 高速定額利用は、前条に規定する最初の周遊通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、第5条第1項に規定する利用可能期間に流入した走行の満了した時点をもって利用を終了したものといたします。

（高速定額利用の利用方法）

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、お申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、お申し込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機を利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICを利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

4 出口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。

（料金及び請求）

第12条 本プランの料金は、別表2に定めるとおりです。

2 当社は、高速定額利用料金と観光商品券料金を分けて請求いたします。

3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、ETC車載器、「ETC利用照会サービス」等の料金表示等は通常料金となりますが、高速定額利用の対象となる通行については請求時には本プランの高速定額利用分の料金をお支払いいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をい

たきます。

4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社又はE T Cカード事務局（E T Cパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。E T Cマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。

5 E T Cパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。

6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

第13条 高速定額利用に、E T Cマイレージサービス以外の割引（E T C時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。

2 E T Cマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。

3 お申し込み時に登録したE T Cカードに、E T Cマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。

4 E T Cマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

5 観光商品券料金のお支払いに金券の使用、割引サービスの利用等はできません。

（高速定額利用の適用対象外及び無効）

第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

一 申込時に登録したE T Cカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき。

二 申込時に登録した車種以外の車種で利用になったとき。

三 利用可能期間以外の日に入ロインターチェンジを流入及び出ロインターチェンジを流出したとき。

四 利用可能期間に入ロインターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに出ロインターチェンジを流出しなかったとき。

五 周遊通行以外の通行を行ったとき。

六 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、周遊エリア以外の経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたE T C車載器が取り付けられていない車両で通行したとき。

二 申込時に登録した1枚のE T Cカードを利用可能期間に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）。

三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき。

3 本プランのお申し込みが次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用可能期間における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

- 一 本プランの利用時に有効なE T Cカードを登録していること。
- 二 お申し込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
- 三 お申し込み時に登録したE T Cカードの名義が本プランの申込者と同一であること。

(観光商品券提供の制限)

第15条 次の各号の一に該当するときは観光商品券への引換え、あるいは引換え後の場合には観光商品券の利用をお断りします。

- 一 申込確認書を偽造したとき。
- 二 偽装した身分証明書の提示等を行うなど本人確認作業を妨げる行為を行ったとき。

(解約等)

第16条 本プランのお申し込み者は、利用可能期間の最初の入口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、当社インターネットホームページにおいて本プランを解約することができます。この場合、高速定額利用のお申し込み又は観光商品券のお申し込みのいずれか一方のみの解約をすることはできません。

2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては当該各号に定める解約がされたものとしします。

一 周遊通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます）、かつ、第8条に定める観光商品券への引換えをしなかった場合は、高速定額利用と観光商品券とも遡って解約がされたものとしします。

二 周遊通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第8条に定める観光商品券への引換えをした場合は、高速定額利用のみ遡って解約がされたものとしします。

3 周遊通行を行った場合は、観光商品券への引換の有無にかかわらず、観光商品券料金の払戻しをいたしません（当社又は（一社）南信州まつかわ観光まちづくりセンターの責による場合及び天候不良やくだものの育成状況などによりくだもの狩りの体験ができないと（一社）南信州まつかわ観光まちづくりセンターが決定したことを理由として観光商品券への引換えをしなかった場合を除きます。）。ただし、インターネット又は電話にてお申し出があった場合に限り、お客さまが指定する住所に（一社）南信州まつかわ観光まちづくりセンターから観光商品券への引換券を配送いたします。なお、この場合の配送費用はお客さまのご負担となります。また、お申し出の有効期間は引換日から3か月間、配送された観光商品券への引換券の有効期間は発行日から3か月間とし、観光商品券の利用時間等は（一社）南信州まつかわ観光まちづくりセンターが定める約款、規約等にてご確認ください。

4 周遊通行を行った場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金は行いません。通行した区間の通行料金と観光商品券料金の合計額が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

(個人情報の保護)

第17条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

2 当社は、第8条に定める方法により観光商品券への引換えを行うための手続に必要な範囲内で、（一社）

南信州まつかわ観光まちづくりセンターに対し、本プランを申込されたお客様の氏名、申込プラン名称、引換日を提供いたします。

(免責事項)

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

(規約の変更)

第19条 当社は、本規約を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表1：観光商品券の利用が可能な施設及び内容

| 種別 | 内容 | 価格 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 観光 商品券 | ■以下の施設・店舗での対象サービスの支払いに充当できる観光商品券3,000円分（500円券×6枚） ※下記以外の農園では利用できません。 | 3,000円 |
| | 施設・店舗 | 対象サービス |
| | (1) 松川町観光案内所 ・果物狩りは、生育状況等により体験できない時期が発生する場合があります。お申し込みの際は、予め果物狩りができるかどうか、松川町観光案内所（0265-36-6320）でご確認ください。 ・入園いただく農園は、松川町観光案内所において、以下の農園の中から指定・手配させていただくこととなります。（予約制度はございません。） | 果物狩り入園料及び農園内商品購入 |
| | (農園名) | (果物狩りの種類) |
| | フルーツ&フォレストゆざわ | ブルーベリー・なし・りんご |
| | フルーツガーデン北沢 | なし・りんご |
| | マルダイ大場農園 | プルーン・なし・りんご |
| | 緑屋農園 | なし・りんご |
| | 山田農園 | 貴陽・なし・りんご |
| | 信州奥田農園 | プルーン・貴陽・りんご |
| | まるいち大場農園 | りんご |
| | まるもと大場農園 | プルーン・貴陽・ブルーベリー・りんご |
| | マルトモ奥田農園 | りんご |
| | 代田農園 | プルーン・なし・りんご |
| | 原りんご園 | なし・りんご |
| | 香山農園 | りんご |
| | りんご屋たけむら | りんご |
| | りんごの丘農園 | りんご |
| | (2) 松川インター直売所 もなりん | 店内商品（野菜、果樹、加工品等） |
| | (3) 町営信州まつかわ温泉清流苑 | 宿泊、宴会、レストラン、日帰り温泉、売店、バーベキュー（※宿泊、宴会、バーベキューは予約が必要） |

| | | |
|----|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| | (4) リフレッシュタウンまつかわの里 | パターゴルフ、屋内スポーツ施設、屋外テニスコート、屋内温水プール (※屋内スポーツ施設、屋外テニスコートは予約が必要) |
| | (5) フォレストアドベンチャー松川 | 施設利用料 (※予約が必要) |
| 特典 | 松川町観光案内所窓口で、りんごジュース 2 本 (160g 缶) をお渡しします | |

別表 2 : 料金及び利用日 (金額は本プラン利用 1 回あたりの料金)

| プラン名 | 発着 エリア 番号 | 周遊 エリア 番号 | 料金 (普通車) | 料金 (軽自動車等) | 高速定額 利用日 | 観光商品券への引換え (注 1) | |
|------------------------------------|-----------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------|---------------------------|
| | | | | | | 引換日 | 引換時間 |
| くだものの里南信州 まつかわ観光商品券 付ドライブプラン | なし | A | <u>7,500 円</u> (内訳) 高速定額利用分 4,500 円 観光商品券分 3,000 円 (500 円×6 枚) | <u>6,600 円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,600 円 観光商品券分 3,000 円 (500 円×6 枚) | お客さま が指定す る 2 日間 | 左記のう ち 1 日 | 8 時 3 0 分～ 1 7 時 0 0 分 |

注1 第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

別表 3 : 高速定額利用 (周遊エリア)

| 番号 | 区間名 |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A | 中央自動車道路(小牧 JCT～駒ヶ根 IC)、東名高速道路(名古屋 IC～小牧 JCT)、 名神高速道路(小牧 JCT～一宮 IC)、東海環状道路(せと赤津 IC～美濃加茂 IC)、 |